

災害時における要配慮者等への 宿泊施設提供マニュアル

令和5年3月20日

群馬避難総合対策チーム

目 次

はじめに	1
第1章 災害時における宿泊施設提供の基本的な考え方	2
第2章 宿泊施設提供までの流れ	3
第1節 災害発生から宿泊施設提供・終了までの流れ	3
第2節 主体別取組み内容	4
第3節 業務フロー図	5
第3章 災害が発生したときの対応	9
第1節 避難先（旅館・ホテル）の確保	9
第2節 宿泊施設での要配慮者等受入実施に係る被災者への周知	10
第3節 旅館・ホテルへの避難が必要な要配慮者等の把握	10
第4節 被災市町村と旅館・ホテルとの宿泊調整	11
第5節 要配慮者等の旅館・ホテルへの移動・宿泊	12
第6節 旅館・ホテルへ避難後の要配慮者等への対応	13
第7節 旅館・ホテルへの利用料金の支払い	15
第8節 宿泊施設受入終了の決定及び周知	16
第9節 その他	16
第4章 平常時の対応	17
第1節 県が行うこと	17
第2節 市町村が行うこと	17
第3節 県旅館組合・組合支部・支部非加盟組合員が行うこと	18
第4節 旅館・ホテルが行うこと	19
様式	20
参考資料	
災害時における宿泊施設の提供等に関する協定、実施細目	22

はじめに

本マニュアルは、令和2年7月、群馬県（以下「県」という。）と群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「県旅館組合」という。）が締結した「災害時における宿泊施設の提供等に関する協定」（以下「協定」という。）に基づき実施される、災害時における要配慮者等への宿泊施設の提供を円滑かつ迅速に実施するため、県、災害救助法の適用を受けた市町村（以下「被災市町村」という。）、県旅館組合、県旅館組合支部（以下「組合支部」という。）、組合支部に非加盟の組合員（以下「支部非加盟組合員」という。）、協定に賛同している旅館・ホテルが災害発生時に取り組むことを示したものです。

なお、災害救助法が適用されない場合も、本マニュアルを準用することとします。

第1章 災害時における宿泊施設提供の基本的な考え方

1 災害時における宿泊施設の提供

県と県旅館組合が締結した協定に基づき、災害救助法の適用を受ける災害の発生により、県内の区域で被害が生じた場合において、要配慮者等に対して旅館・ホテルの宿泊施設の提供を行うもの。

2 災害救助法における位置づけ

災害時に要配慮者等を受け入れる旅館・ホテルは、災害救助法第4条第1項第1号に規定する「避難所」に該当する。避難所の供与の実施主体は、市町村。

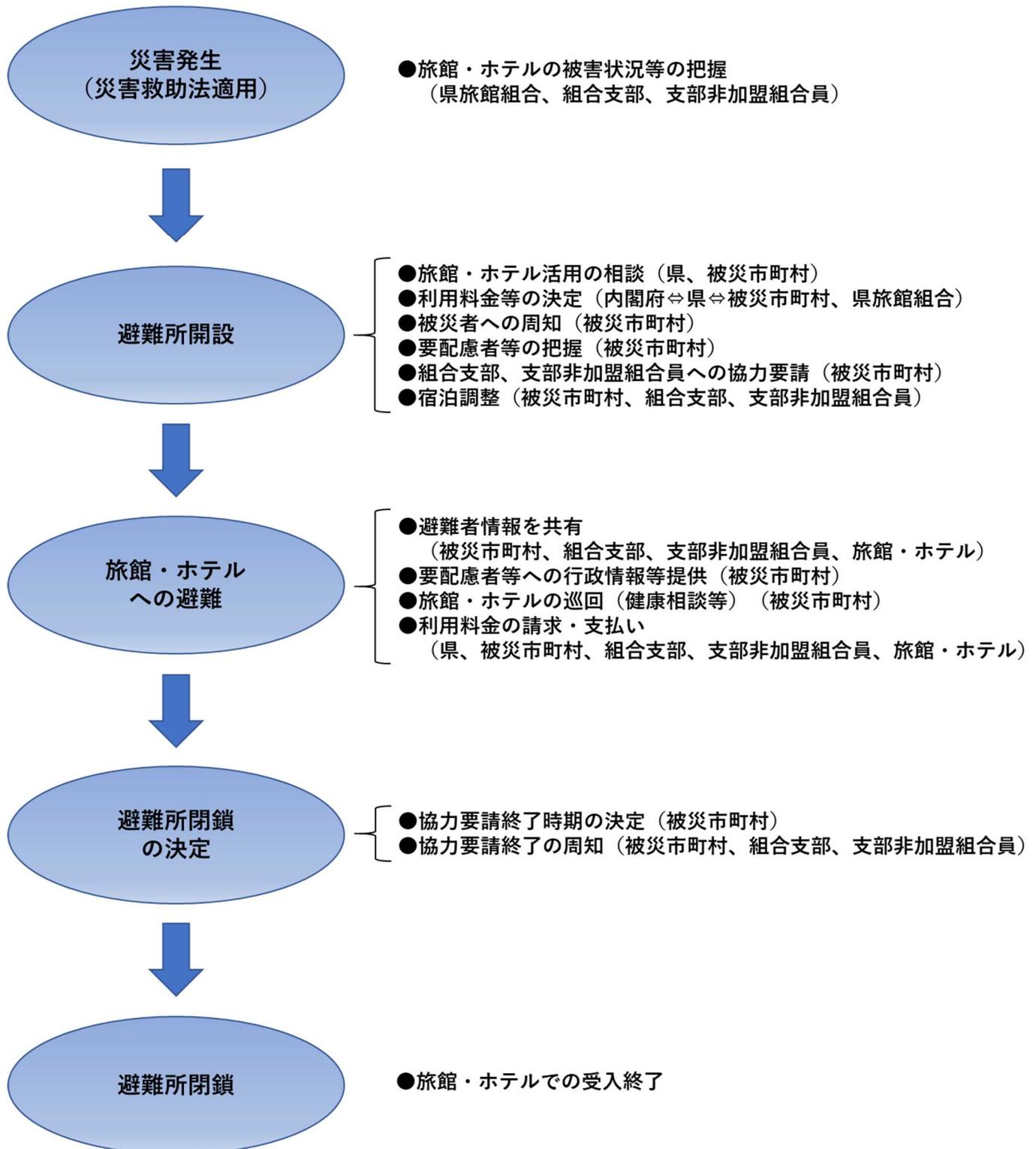
3 要配慮者等とは

高齢者（65歳以上の者）のうち介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており避難生活で特に配慮が必要な者、障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち避難生活で特に配慮が必要な者、前述した高齢者及び障害者と同一世帯の者又は介護者、乳児・幼児・児童及びその保護者、妊産婦及びその介助者、その他避難所での生活では健康を損なうおそれがある等で県又は市町村が特に必要と認める者。

ただし発熱、咳等の症状があるなど、感染症の疑いがある者を除く。

第2章 宿泊施設提供までの流れ

第1節 災害発生から宿泊施設提供・終了までの流れ

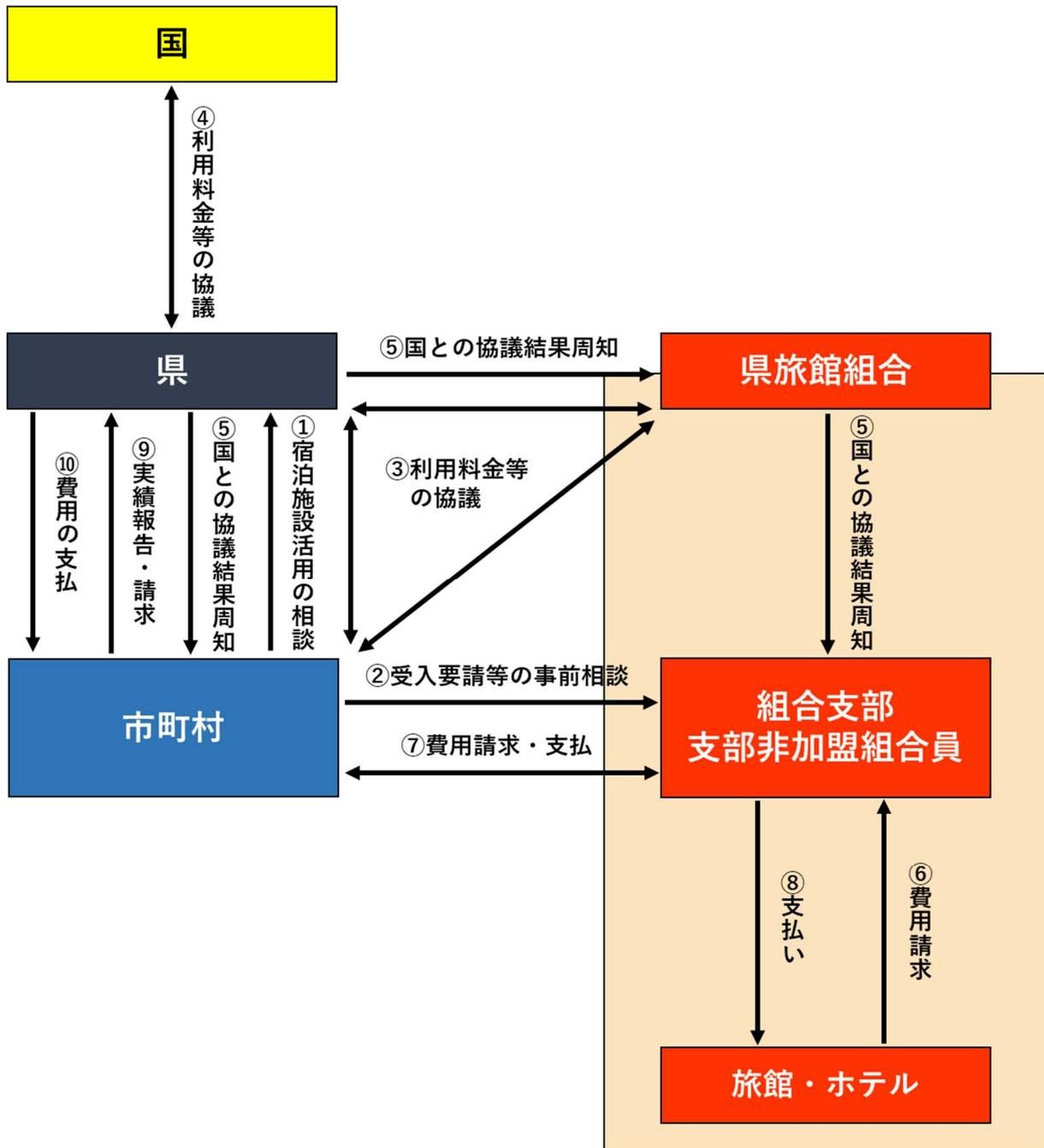


第2節 主体別取組み内容

項目	県	被災市町村	県旅館組合	組合支部 支部非加盟組員	協賛賛同 旅館・ホテル
宿泊施設の確保	<ul style="list-style-type: none"> ●県旅館組合、被災市町村、内閣府との利用料金等の協議 ●被災市町村、県旅館組合へ内閣府との協議結果を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●県へ旅館・ホテルの活用を相談 ●県、県旅館組合と利用料金等の協議 	<ul style="list-style-type: none"> ●旅館・ホテルの被害状況等の把握 ●県、被災市町村と利用料金の協議 ●組合支部、支部非加盟組員へ内閣府との協議結果を周知 	<ul style="list-style-type: none"> ●旅館・ホテルの被害状況等の確認 ●旅館・ホテルへ宿泊施設提供の協力を要請（組合支部） 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合支部へ受入の可否等を報告（受入可能となった旅館・ホテルは随時報告）
受入について被災者へ周知		<ul style="list-style-type: none"> ●避難所への掲示、ホームページへの掲載、チラシの配布等 			
旅館・ホテルへ避難させるべき者の把握		<ul style="list-style-type: none"> ●避難者名簿の作成 ●避難行動要支援者の安否確認 ●旅館・ホテルへ避難させるべき者の選定 			
宿泊調整		<ul style="list-style-type: none"> ●協力要請書の作成 ●組合支部・支部非加盟組員との宿泊調整 		<ul style="list-style-type: none"> ●被災市町村へ受入可能旅館・ホテル情報を提供 ●被災市町村との宿泊調整 	
宿泊施設の提供					<ul style="list-style-type: none"> ●宿泊場所、食事、入浴施設の提供
宿泊状況の管理					<ul style="list-style-type: none"> ●被災市町村へチェックイン、チェックアウト情報を連絡
避難後の対応		<ul style="list-style-type: none"> ●組合支部、支部非加盟組員、旅館・ホテルと要配慮者等名簿を共有 ●避難者に対して健康観察及び行政情報を提供 		<ul style="list-style-type: none"> ●事務委任市町村、旅館・ホテルと要配慮者等名簿を共有 	<ul style="list-style-type: none"> ●事務委任市町村、組合支部と要配慮者等名簿を共有 ●旅館・ホテル避難者に対する支援（緊急時の対応、行政情報等提供の協力等）
利用料金の支払い	<ul style="list-style-type: none"> ●事務委任市町村へ利用料金等を支払い 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合支部、支部非加盟組員へ利用料金等を支払い ●県へ利用料金等を請求 		<ul style="list-style-type: none"> ●旅館・ホテルからの請求の取りまとめ及び事務委任市町村への請求 ●旅館・ホテルへ利用料金等を支払い（組合支部） 	<ul style="list-style-type: none"> ●組合支部に対して利用料金等を請求
受入終了		<ul style="list-style-type: none"> ●受入終了の決定 ●県、組合支部、支部非加盟組員へ受入終了を連絡 ●旅館・ホテル避難者及び被災者へ受入終了を周知 		<ul style="list-style-type: none"> ●旅館・ホテルへ受入終了を周知（組合支部） 	

第3節 業務フロー図

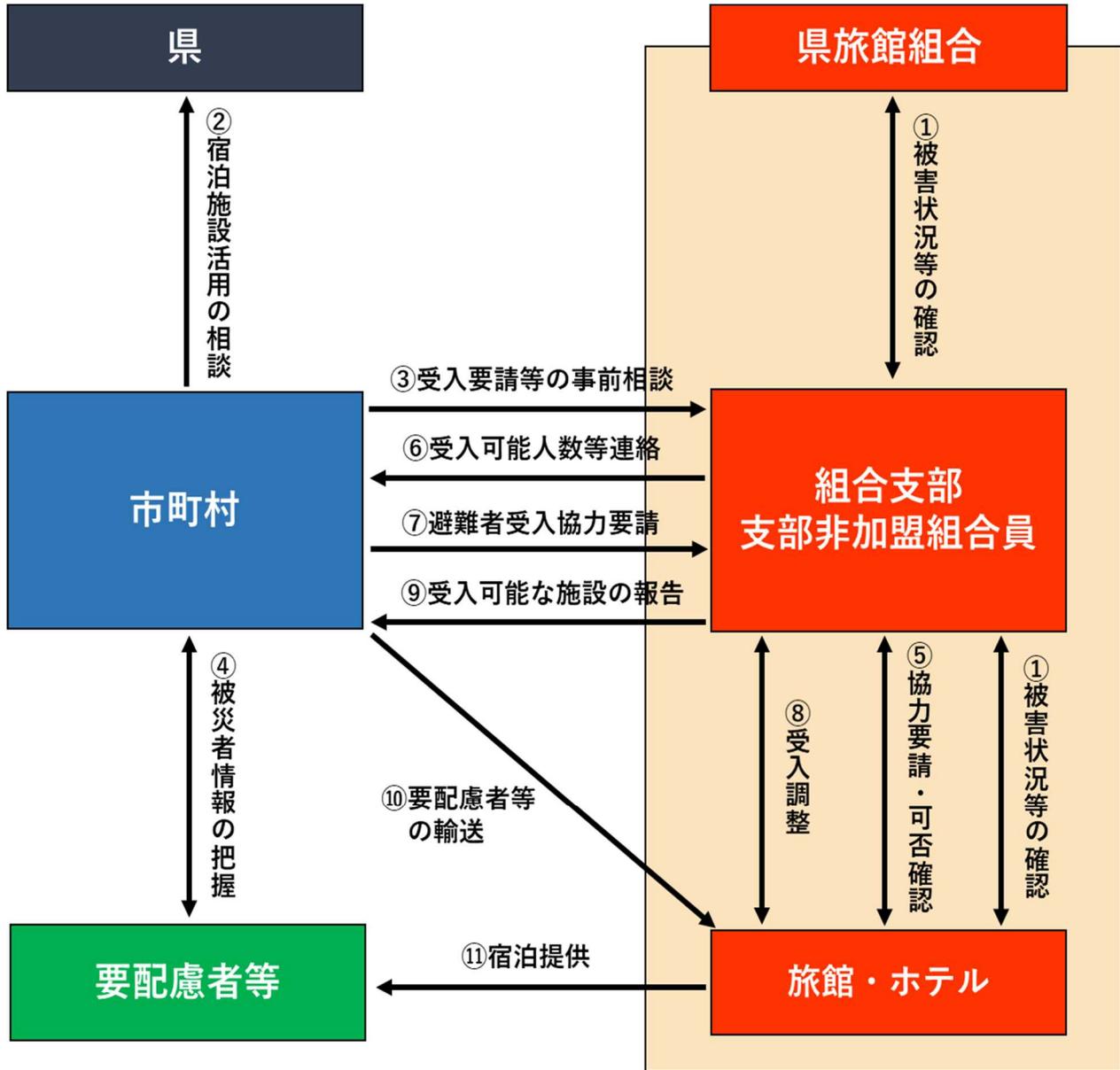
(1) 費用調整のフロー



○費用調整フロー図の項目説明

- (1)被災市町村は、被害状況等を踏まえ、宿泊施設の活用について県に相談する。(フロー図の①)
- (2)被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員に連絡し、宿泊施設提供の事前要請及び宿泊施設利用料金についての事前相談を行う。(フロー図の②)
- (3)県、被災市町村、県旅館組合は、(2)の結果を踏まえ宿泊施設利用料金等の協議を行う。(フロー図の③)
- (4)県は、(3)の結果を踏まえ内閣府と宿泊施設利用料金等について協議し、その結果を被災市町村及び県旅館組合へ周知する。
県旅館組合は、内閣府との協議結果を組合支部及び支部非加盟組合員へ周知する。(フロー図の④、⑤)
- (5) 組合支部及び支部非加盟組合員は、旅館・ホテルからの利用料金等（宿泊料（食事代を含む）、入湯税）の請求を取りまとめのうえ、振込手数料を加算して被災市町村に請求する。被災市町村は、請求内容を審査のうえ、組合支部及び支部非加盟組合員に当該費用を支払う。
組合支部は、旅館・ホテルに対して利用料金等を支払う。(フロー図の⑥、⑦、⑧)
- (6) 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員へ支払った金額を県へ請求する。
県は請求内容を審査のうえ、被災市町村に当該費用を支払う。(フロー図の⑨、⑩)

(2) 宿泊調整のフロー



○宿泊調整フロー図の項目説明

- (1) 県旅館組合は、組合支部及び支部非加盟組合員を通じて、要配慮者等の受入が可能な旅館・ホテルの被害状況等の確認を行う。(フロー図の①)
- (2) 被災市町村は、被害状況等を踏まえ、宿泊施設の活用について県に相談する。(フロー図の②)
- (3) 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員に連絡し、宿泊施設提供の事前要請及び宿泊施設利用料金についての事前相談を行う。(フロー図の③)
- (4) 被災市町村は、要配慮者等の自宅の被害状況、心身の状況、宿泊希望地域等を聴取し、被災者情報を把握する。(フロー図の④)
- (5) 組合支部は、旅館・ホテルへ要配慮者等受入の協力要請をするとともに、受入が可能な旅館・ホテル名、人数、部屋数等を調査する。
支部非加盟組合員は、受入可能な人数、部屋数等を把握する。(フロー図の⑤)
- (6) 組合支部及び支部非加盟組合員は、受入可能な人数、部屋数等を被災市町村へ連絡する。
(フロー図の⑥)
- (7) 被災市町村は、(6)の情報を踏まえ、旅館・ホテル避難者を選定するとともに、組合支部及び支部非加盟組合員に対して避難者の受入協力を要請する。(フロー図の⑦)
- (8) 組合支部及び支部非加盟組合員は、受入が可能な旅館・ホテルと調整し、その結果を被災市町村へ報告する。(フロー図の⑧、⑨)
- (9) 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員から報告のあった旅館・ホテルへ要配慮者等の輸送を行う。(フロー図の⑩)
- (10) 旅館・ホテルは、要配慮者等に宿泊場所、食事及び入浴施設を提供する。(フロー図の⑪)

第3章 災害が発生したときの対応

第1節 避難先（旅館・ホテル）の確保

- 1 旅館・ホテルの被害状況等の把握（県旅館組合⇒組合支部・支部非加盟組合員⇒旅館・ホテル）（宿泊調整フロー図の①）
 - 県旅館組合は、組合支部及び支部非加盟組合員を通じて、組合加入の旅館・ホテルの被害状況及び営業状況を確認する。

- 2 宿泊施設活用の相談（被災市町村⇒県、被災市町村⇒組合支部・支部非加盟組合員）（宿泊調整フロー図の②、③）
 - 被災市町村は、被害状況や避難所の状況を踏まえ、協定に基づく宿泊施設の活用について、県に電話等により相談をする。
 - 被災市町村は、宿泊施設の活用を県に相談後、組合支部及び支部非加盟組合員に対し、電話等により要配慮者等受入の事前相談を行う。
 - 被災市町村、組合支部、支部非加盟組合員は、宿泊施設利用料金等の条件面について協議を行う。

- 3 旅館・ホテルへの宿泊施設提供の協力要請（組合支部⇒旅館・ホテル）（宿泊調整フロー図の⑤）
 - 組合支部は、被災市町村から要配慮者等受入の事前相談があった場合は、条件面の協議結果を踏まえ、旅館・ホテルに対し、宿泊施設提供の協力要請を行う。なお、災害の規模等により多数の避難者の発生が予想される場合は、被災市町村からの事前相談を待たずに組合支部の判断により旅館・ホテルに受入可否の確認をしておく。
 - 旅館・ホテルは、組合支部から協力要請があった場合は、受入れの可否、受入可能な人数、部屋数等について、受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）により組合支部へ報告する。
 - 組合支部は、要配慮者等を受入可能な旅館・ホテルの情報を受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）により被災市町村へ報告する。（第4節の1再掲）
 - 支部非加盟組合員は、自身の旅館・ホテルについて、受入れの可否、受入可能な人数、部屋数等を把握し、受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）を作成する。
 - 支部非加盟組合員は、自身の旅館・ホテルの情報を受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）により被災市町村へ報告する。（第4節の1再掲）

- 4 利用料金（宿泊料金）の決定（内閣府⇄県⇄被災市町村・県旅館組合）（費用調整フロー図の③、④、⑤）

- 県、被災市町村、県旅館組合は利用料金等について協議を行う。その際、内閣府が定める基準額※を基本とし、被災市町村と組合支部及び支部非加盟組合員との協議結果を加味して行うものとする。

※令和4年7月現在、ホテル・旅館等の利用のために支出できる費用は、室料・食料等を含めた基準額として、1人1泊税込7,000円以内とされている。

- 県は、被災市町村、県旅館組合と協議した結果をもとに内閣府と協議し、利用料金等を決定する。
- 県は、内閣府との協議により決定した利用料金等について、被災市町村、県旅館組合に周知する。
- 県旅館組合は、決定した利用料金等について組合支部及び支部非加盟組合員へ周知する。

第2節 宿泊施設での要配慮者等受入実施に係る被災者への周知

1 被災市町村による周知

- 宿泊施設を活用した要配慮者等の受入実施について、必要に応じて避難所への掲示、被災市町村ホームページへの掲載、チラシの配布等により被災者に周知する。

第3節 旅館・ホテルへの避難が必要な要配慮者等の把握

1 避難者名簿の作成（宿泊調整フロー図の④）

- 被災市町村は、避難所ごとに避難者名簿を作成する。その際、要配慮者等が避難している場合は、要配慮者等の心身の状況、自宅の被害状況、バリアフリー対応の要否、介助者（旅館・ホテルと一緒に避難し、要配慮者の世話をする者）の有無を聴取する。

2 避難行動要支援者の安否確認の実施

- 被災市町村は、安否未確認の避難行動要支援者がいる場合には、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を有効活用し、在宅避難者等の安否確認を行う。

3 旅館・ホテルに避難する候補者の選定

- 被災市町村は、介助者がいる要配慮者等を原則として、自宅の被害状況、心身の状況等を考慮し、旅館・ホテルへ避難させる者を選定する。なお、選定にあたっては、必要に応じ、避難所運営委員会（要配慮者対応班等）と協議することとする。
- 被災市町村は、旅館・ホテルへ避難させる者の名簿を集落（コミュニティ）単位で作成する。

※市町村は、平常時に避難行動要支援者名簿や個別避難計画を作成・更新する時点で、当該避難行動要支援者を福祉避難所、旅館・ホテル、指定避難所のいずれに

避難させるべきかを地元自治会等と協議するなど、可能な限り事前に検討しておく。

第4節 被災市町村と旅館・ホテルとの宿泊調整

1 受入可能な宿泊施設情報の提供（組合支部・支部非加盟組合員⇒被災市町村）（宿泊調整フロー図の⑥）

- 組合支部及び支部非加盟組合員は、要配慮者等を受入可能な旅館・ホテルの情報を受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）により被災市町村へ報告する。（第1節の3再掲）

2 要配慮者等の宿泊調整（被災市町村⇄組合支部・支部非加盟組合員⇄旅館・ホテル）（宿泊調整フロー図の⑦、⑧、⑨）

- 被災市町村は、旅館・ホテルの選定について、要配慮者等の心身の状況と旅館・ホテルのバリアフリーへの対応状況等を考慮して行う。なお、要配慮者等が避難先で孤立しないよう可能な限り集落（コミュニティ）単位で同一の旅館・ホテルに避難できるよう配慮する。
- 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員からの情報と要配慮者等から聴取した情報をもとに旅館・ホテル避難者を決定し、決定した避難者の情報を要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）に記入する。なお、要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）に記載された情報を旅館・ホテルに提供することについて、要配慮者等からあらかじめ了解を得るものとする。
- 被災市町村は、協力要請書（実施細目第3号様式）に要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）を添付して、組合支部及び支部非加盟組合員に対し宿泊施設提供の協力を要請する。
- 組合支部及び支部非加盟組合員は、被災市町村から協力要請書（実施細目第3号様式）の提出があった場合は、受入が可能な旅館・ホテルと調整し、名簿に記載されている要配慮者等の受入先を決定する。
- 組合支部及び支部非加盟組合員は、旅館・ホテルとの調整結果を協力要請応諾等報告書（実施細目第4号様式）に要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）を添付し、被災市町村へ報告する。

※宿泊調整は、被災市町村が行うものであるが、甚大な被害が発生するなど、被災市町村が宿泊調整業務を行うことが困難である場合は、県が行うこともある。

3 要配慮者等への連絡（被災市町村⇒要配慮者等）

- 被災市町村は、旅館・ホテルとの調整結果を要配慮者等（又は代理人）に連絡する。
- 被災市町村は、要配慮者等に旅館・ホテルを提供するにあたっては、受入終了に伴

う旅館・ホテルからの退去時のトラブルを防止するため、宿泊施設提供期間は、長くとも「応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間」であることを当該要配慮者等にあらかじめ周知しておく。

4 受入可否の変更連絡（旅館・ホテル⇒組合支部・支部非加盟組合員⇒被災市町村）

- 旅館・ホテルは、空室が発生したこと等により受入れが可能になったとき、又は満室等により受入れが不可になったときは、受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）により速やかに組合支部へ連絡する。
- 組合支部は、旅館・ホテルから受入可能人数の変更について連絡を受けた際は、組合支部でとりまとめた受入可能施設報告書（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）を修正し、被災市町村へ報告する。
- 支部非加盟組合員は、空室が発生したこと等により受入れが可能になったとき、又は満室等により受入れが不可になったときは、受入可能施設報告様式（宿泊施設提供マニュアル第1号様式）により速やかに被災市町村へ連絡する。

5 近隣市町村の宿泊施設を活用する場合の調整（被災市町村⇒受入市町村、被災市町村⇒県）

- 被災市町村が他の市町村に所在する組合支部及び支部非加盟組合員へ要請を行う場合は、事前に組合支部等が所在する市町村に協議を行う。
- 被災市町村は、近隣市町村の宿泊施設を活用することが決定した場合は、その旨を県へ報告する。
- 県は、被災市町村から近隣市町村の宿泊施設の活用について報告があった場合は、その旨を内閣府へ報告する。

第5節 要配慮者等の旅館・ホテルへの移動・宿泊

1 旅館・ホテルへの移動（被災市町村⇒旅館・ホテル）（宿泊調整フロー図の⑩）

- 避難所等から旅館・ホテルへの要配慮者等の移動は、以下に挙げる方法などで対応する。
 - ①避難者自身又は代理人による移動
 - ②貸切バスやタクシーの手配
 - ③旅館・ホテルが所有するバス等
- ※避難者自身又は代理人による移動ができない場合は、市町村が対応する。市町村による対応が著しく困難な場合は、組合支部や旅館・ホテルに対し、可能な範囲での協力を依頼する。
- 市町村による移動方法の手配が困難な場合は、県に要請することとする。
- 市町村が要配慮者等の移動に要した費用は、災害救助法が適用となった場合、災害

救助費の輸送費として県に報告する。災害救助法が適用されない場合は、市町村の負担とする。

2 宿泊場所等の提供（旅館・ホテル⇒要配慮者等）（業務フロー図の⑪）

- 旅館・ホテルは、協定に基づき、要配慮者等に対して宿泊場所、食事及び入浴施設を提供する。提供するサービスは、避難所として適正な程度とすること。（リネン・石けん・トイレトーパー等の交換は毎日必要としない等）
- 旅館・ホテルは、要配慮者等の受入に係る新型コロナウイルス等感染防止対策について、パーティション等の物資が不足した際は、組合支部へ連絡する。組合支部及び支部非加盟組合員は被災市町村と協議の上、対応を決定する。
- 要配慮者等の宿泊予定期間中に旅館・ホテルを利用しない日がある場合は、要配慮者等がその旨を旅館・ホテルに連絡するよう周知する。なお、旅館・ホテルは、要配慮者等が利用しなかった日については、受入れに係る費用の請求はできない。

3 チェックアウトの連絡（旅館・ホテル⇒組合支部・支部非加盟組合員⇒被災市町村）

- 旅館・ホテルは、要配慮者等がチェックアウトしたときは、組合支部を通じて要配慮者等の氏名及び滞在期間を、要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）により速やかに被災市町村へ連絡する。支部非加盟組合員は、自身の旅館・ホテルで要配慮者等がチェックアウトしたときは、要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）により直接被災市町村へ報告する。

第6節 旅館・ホテルへ避難後の要配慮者等への対応

1 要配慮者等名簿の共有（被災市町村⇄組合支部・支部非加盟組合員⇄旅館・ホテル）

- 被災市町村及び要配慮者等の受入を行った旅館・ホテルは、要配慮者等への情報提供等を円滑に進めるため、要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）に記載の情報を適宜更新する。

【名簿記載事項】

要配慮者等の氏名、生年月日、性別、住所、連絡先（携帯電話番号等）、本人の状態、現在の避難場所、住家被害の状況、避難先の施設の名称、避難先の住所、避難先の連絡先（電話番号、担当者名）、宿泊期間（予定）、食事提供の可否、入浴提供の可否、移送提供の可否

- 被災市町村及び要配慮者等の受入を行った旅館・ホテルは、要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）に記載の情報について更新があった場合は、組合支部を通じて情報を共有する。支部非加盟組合員については、直接被災市町村と情報を共有する。

2 市町村間の情報連絡・提供体制の整備等（被災市町村⇄受入市町村）（他市町村に所在する組合支部又は支部非加盟組合員へ協力を依頼する場合）

- 被災市町村及び受入市町村は、市町村と組合支部等との連絡体制を整備するため、それぞれの市町村に情報連絡担当者を設置する。
- 被災市町村は、要配慮者等に対する行政情報の提供及び健康管理を円滑適正に行うため、必要に応じて、要配慮者等の情報（氏名、生年月日、性別、住所、連絡先、宿泊施設の名称等）を要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）により組合支部及び支部非加盟組合員ごとに整理し、定期的（2週間ごとをめぐり、必要に応じて変更可）に受入市町村に提供する。
- 受入市町村は、被災市町村から提供のあった要配慮者等の情報を被災市町村及び組合支部、支部非加盟組合員ごとに整理し、適正に管理する。
- 被災市町村は、必要に応じて、応急仮設住宅の整備状況等の行政情報を受入市町村に提供する。
- 受入市町村は、被災市町村から提供のあった行政情報を要配慮者等に提供するため、要配慮者等に対し、旅館・ホテル内への掲示板の設置や被災市町村等の広報紙の配布等を行う。

3 旅館・ホテルの要配慮者等に対する情報提供体制の整備

- 受入旅館・ホテルは、組合支部からの情報を要配慮者等に提供するため、情報連絡担当者を設置する。
- 被災市町村は、必要に応じて、応急仮設住宅の整備状況等の行政情報を、組合支部を通じて受入旅館・ホテルに提供する。支部非加盟組合員への情報提供は、被災市町村から直接行う。
- 受入旅館・ホテルは、組合支部から提供のあった行政情報を要配慮者等に提供するため、掲示板を設置する等必要な措置を講じる。支部非加盟組合員への情報提供は、被災市町村から直接行う。

【必要な措置の例】

掲示板の設置、広報紙の配布、インターネット閲覧環境の整備（※）等

※インターネット閲覧環境の整備については、可能な限り対応することとする。

4 旅館・ホテルの要配慮者等に対する支援

- 受入旅館・ホテルは、要配慮者等の急病等緊急時に対応するため、医療機関リストの作成、患者発生時の医療機関との連絡体制の整備等に努める。
- 被災市町村は、要配慮者等の相談に対応するための窓口（相談支援窓口）の設置に努める。
- 受入市町村及び県は、被災市町村から要請があった場合は、要配慮者等の相談に対応するための窓口（相談支援窓口）の設置に努める。

- 受入市町村及び保健所は、被災市町村から要請があった場合は、保健師等による巡回相談により要配慮者等の健康管理に努める。

第7節 旅館・ホテルへの利用料金の支払い

1 旅館・ホテルからの請求取りまとめ（旅館・ホテル⇒組合支部）（費用調整フロー図の⑥）

- 受入旅館・ホテルは、月ごとの利用料金等（宿泊料金（食事代を含む）、入湯税）について、請求書に実績報告書（実施細目第5号様式）及び実績報告書別紙（実施細目第5号様式別紙）を添付して、組合支部に請求する。
- 組合支部は、要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）による宿泊状況と受入旅館・ホテルから提出された実績報告書を突合し、内容に誤りや不備がないか確認する。なお、内容誤りや不備等疑義がある場合は、受入旅館・ホテルに対して請求内容の再確認を行う。

2 利用料金等の被災市町村への請求と支払（組合支部・支部非加盟組合員⇔被災市町村）（費用調整フロー図の⑦）

- 組合支部は、受入旅館・ホテルから利用料金等の請求があった場合、被災市町村に各旅館・ホテルの利用料金等に振込手数料を加算し請求する。請求書類は、請求書に各旅館・ホテルからの実績をとりまとめた実績報告書（実施細目第5号様式）及び実績報告書別紙（実施細目第5号様式別紙）を添付するものとする。
- 支部非加盟組合員は、自身の旅館・ホテルの月ごとの利用料金等（宿泊料金（食事代を含む）、入湯税）について、請求書に実績報告書（実施細目第5号様式）及び実績報告書別紙（実施細目第5号様式別紙）を添付して、被災市町村に請求する。
- 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員から提出された実績報告書（実施細目第5号様式）と要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）による宿泊状況を突合し、内容に誤りや不備がないか確認する。なお、内容誤りや不備等疑義がある場合、組合支部及び支部非加盟組合員に対して内容の再確認を行う。
- 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員からの請求内容が適当と認められるときは、一時繰替支弁により請求のあった組合支部及び支部非加盟組合員に利用料金等を支払う。

3 旅館・ホテルへの利用料金の支払（組合支部⇒旅館・ホテル）（費用調整フロー図の⑧）

- 組合支部は、被災市町村から利用料金等の支払いがあったときは、速やかに各旅館・ホテルに対して利用料金等を支払う。

4 利用料金等の県への請求と支払（被災市町村⇄県）（費用調整フロー図の⑨、⑩）

- 被災市町村は、組合支部及び支部非加盟組合員へ支払を行った金額について、災害救助費の実績報告により県に請求する。ただし、災害救助法が適用されていない場合は、県への請求はできず、市町村の負担となる。
- 県は、被災市町村から報告のあった金額と要配慮者等（決定者）名簿（実施細目第3号様式別紙）による宿泊状況を突合し、内容に誤りや不備がないか確認する。なお、内容誤りや不備等疑義がある場合は、県は、被災市町村に対して内容の再確認を行う。
- 県は、被災市町村からの請求内容が適当と認められるときは、被災市町村に利用料金等を支払う。

第8節 宿泊施設受入終了の決定及び周知

1 受入終了の決定

- 被災市町村は、要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により旅館・ホテルを避難所として提供する必要がないと判断したときは、宿泊施設での受入終了を決定する。

2 受入終了の周知（被災市町村⇒県、被災市町村⇒組合支部・支部非加盟組合員⇒旅館・ホテル⇒要配慮者等）

- 被災市町村は、宿泊施設での受入終了を決定したときは、その旨を県、組合支部、支部非加盟組合員に周知する。併せて、必要に応じて、受入市町村に報告する。
- 被災市町村は、旅館・ホテルに宿泊している要配慮者等に対して、宿泊施設での受入終了時期を連絡する。
- 組合支部は、被災市町村から受入終了時期の連絡があったときは、直ちに受入旅館・ホテルに周知する。

第9節 その他

本事業を実施する上では、要配慮者等をはじめ多くの方々の個人情報を収集・利用することとなる。その取扱いに当たっては、旅館組合、旅館・ホテル、被災市町村、県それぞれにおいて個人情報保護法等を遵守し、個人情報が外部に流出することのないよう万全な管理を行わなければならない。

第4章 平常時の対応

第1節 県が行うこと

1 宿泊施設提供手順の市町村への周知

- 災害時に協定を活用した要配慮者等の避難が円滑に実施されるよう、市町村に対して定期的に協定及び宿泊施設提供マニュアルの周知を行う。

2 連絡責任者等の設置

- 災害時に緊密な連携のもと、協定に基づく要配慮者等の避難が迅速に遂行できるよう、連絡責任者及び連絡担当者を設置し、連絡責任者等名簿(実施細目第1号様式)を作成する。

3 市町村の担当課及び連絡先の確認

- 組織改編等により市町村の担当課に変更があった場合でも、緊密な連携のもと本事業が迅速かつ適正に遂行できるよう、毎年度当初に市町村に対して本事業の担当課及び連絡先等の確認を行う。

4 市町村への情報提供

- 毎年度、情報の更新を行った連絡責任者等名簿(実施細目第1号様式)及び宿泊施設名簿(実施細目第2号様式)、旅館・ホテルにおけるバリアフリー等の対応状況報告書(宿泊施設提供マニュアル第2号様式)を市町村に情報提供する。

第2節 市町村が行うこと

1 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成・更新

- 避難行動要支援者の避難を円滑に行うため、避難行動要支援者名簿を作成するとともに、個別避難計画の作成に努め、定期的に更新する。
- 作成した避難行動要支援者名簿及び個別避難計画は、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。なお、名簿及び計画の情報を外部に提供するにあたっては、避難行動要支援者の同意を得るとともに、避難支援者等関係者が適正な情報管理を図るよう、市町村において適切な措置を講ずることとする。

2 宿泊施設を提供する対象者の選別

- 避難行動要支援者をもとにその特性に応じた避難所に迅速かつ適正に避難させるため、避難行動要支援者の心身の状況、介助者の有無等を考慮し、福祉避難所、旅館・ホテル、指定避難所のいずれに避難させるべきかを地元自治会等と協議するなど、可能な限り事前に検討しておく。

3 要配慮者等の特性を踏まえた情報提供方法の検討

- 避難場所が多様化（避難所、自宅の軒先、車中泊等）する中で、要配慮者等に対して情報が迅速かつ的確に伝わるよう、情報の提供方法をあらかじめ定めておくとともに、必要に応じて見直しを行う。
- 視覚障害者、聴覚障害者等情報伝達に特別の配慮が必要な方に対する情報の提供方法について、あらかじめ定めておくとともに、必要に応じて見直しを行う。

第3節 県旅館組合・組合支部・支部非加盟組合員が行うこと

1 宿泊施設提供手順の旅館・ホテルへの周知

- 県旅館組合は、災害時に協定を活用した要配慮者等の避難が円滑に実施されるよう、総会開催時等定期的に旅館・ホテルに対して事業内容等の周知を行う。

【周知事項】

- ① 宿泊施設提供手順
- ② 災害発生時の客室の確保
- ③ 協定への賛同呼びかけ

2 連絡責任者等名簿（実施細目第1号様式）及び宿泊施設名簿（実施細目第2号様式）の作成

- 県旅館組合は、災害時に緊密な連携のもと、協定に基づく要配慮者等の避難が迅速に遂行できるよう、毎年度、連絡責任者及び連絡担当者の確認を行い、連絡責任者等名簿（実施細目第1号様式）を作成する。
- 旅館・ホテルが連絡責任者となっている組合支部では、災害時に連絡担当者が支部内の調整を行えない場合に備え、他職員や支部内の他宿泊施設職員が対応できるよう複数の担当者を置くなど、体制を整備する。
- 県旅館組合は、毎年度、協定に賛同する旅館・ホテルに対して、宿泊施設名簿（実施細目第2号様式）に記載の情報について組合支部を通して確認し、更新する。

3 県への名簿の提出

- 県旅館組合は、毎年度、4月1日時点の情報へ更新を行った連絡責任者等名簿（実施細目第1号様式）及び宿泊施設名簿（実施細目第2号様式）を県に提出する。

4 旅館・ホテルにおけるバリアフリー等の状況の確認

- 県旅館組合は、要配慮者等の旅館・ホテルへの避難に備え、旅館・ホテルにおけるバリアフリー等の対応状況報告書（宿泊施設提供マニュアル第2号様式）により定期的にとりまとめ、県へ提出する。

【確認事項】

車いす対応の有無、トイレの洋式化の状況、部屋風呂の有無、エレベーター設置の有無、ランドリーの有無、ペット同伴の可否

第4節 旅館・ホテルが行うこと

1 名簿情報の修正報告

- 旅館・ホテルは、年度途中で宿泊施設名簿（実施細目第2号様式）の情報に修正が生じたときは、修正があった箇所について速やかに組合支部を通して県旅館組合へ連絡する。支部非加盟組合員は、県旅館組合へ直接連絡する。

2 緊急時への対応

- 要配慮者等の急病等緊急時に対応するため、医療機関リストの作成、患者発生時の医療機関との連携体制の整備に努める。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
受入可能施設報告書

年 月 日 現在

組合支部名

(注) ・特段の事情のない限り、施設毎に1行の記載とする。
・被災市町村は(1)(2)(3)(5)(6)を、要配慮者等(決定者)名簿(協定実施細目第3号様式別紙)の(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)へコピーして活用することとする。

被災市町村は要配慮者等(決定者)名簿(協定実施細目第3号様式別紙)へコピー

(1) 避難先の 施設名称 施設住所	(2) 電話番号 担当者名	(3) 避難開始 (予定)日 退所(予定)日	(4) 食事提供 の可否	(5) 入浴提供 の可否	(6) 移送提供 の可否	受入可能部屋数(うち和室)				受入可能人数	備考
						定員	人	定員	人		
(記載例) 〇〇ホテル	000-00000-0000	〇月〇日から受入可能	可	可	可	5	(2)	※		20	
△△△	〇〇 〇〇	原則〇月〇日まで									
〇〇旅館	000-00000-0000	受入不可									
△△△	〇〇 〇〇										

※受入可能な部屋数が5部屋であり、うち2部屋は和室の場合の記載例。部屋の定員は、列の項目欄に記入する。

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定

群馬県（以下「甲」という。）と群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時における要配慮者等への支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、大規模災害時において、高齢者等特段の配慮が必要な方の避難を甲が速やかに実施するため、乙の甲に対する協力について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「大規模災害」とは、災害救助法の適用を受ける風水害、火山災害及び地震等の災害をいう。

2 この協定において、「要配慮者等」とは、次に掲げる者をいう。ただし、発熱、咳等の症状があるなど、感染症の疑いがある者を除く。

- (1) 高齢者（65歳以上の者をいう。）のうち、介護保険法（平成9年法律第123号）第19条に規定する要介護認定又は要支援認定を受けており、避難生活で特に配慮が必要な者
- (2) 障害者（原則として身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者に限る。）のうち、避難生活で特に配慮が必要な者
- (3) 前各号に掲げる者と同一世帯の者又は介護者
- (4) 乳児、幼児、児童及びその保護者
- (5) 妊産婦及びその介助者
- (6) その他避難所での避難生活では健康を損なうおそれがある等、甲又は市町村が特に必要と認める者

（実務の対応）

第3条 乙は、本協定に関する実務を別表1に定める支部及び支部非加盟の組合員にあってはその組合員（以下「支部等」という。）に行わせるものとする。

（協力の範囲）

第4条 甲が災害救助法第13条第1項の規定に基づき救助の実施に関する事務の一部を行うこととした市町村（以下「事務委任市町村」という。）の要請に基づき支部等が協力する業務の範囲は、次に掲げるもののうち、支部等が対応可能なものとする。

- (1) 支部等の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供
- (2) その他必要な事項
- (3) 前各号の業務に係る支部等の組合員等との調整

（避難者の輸送）

第5条 この協定に基づき宿泊施設を利用する避難者を輸送する必要がある場合は、事務委任市町村が輸送を行う。ただし、事務委任市町村において輸送が著しく困難な場合は、支部等又は組合員は可能な範囲で輸送に協力するものとする。

(協力の期間)

第6条 第4条各号及び第5条に規定する業務の期間は、支部等の組合員の宿泊施設で要配慮者等の受入れが可能になった日から、当該要配慮者等が応急仮設住宅等へ入居する等により宿泊施設を利用する必要がなくなるまでの期間とする。ただし、これにより難しい場合は、甲、事務委任市町村及び支部等が協議の上、別途定めるものとする。

(協力の要請)

第7条 事務委任市町村は、要配慮者等への支援を行うに当たり、第4条各号に掲げる支部等の協力が必要と認めるときは、支部等に対し協力を要請できるものとする。

2 前項の規定による要請は、原則として文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、事後速やかに文書を送付するものとする。

3 事務委任市町村は、前2項による要請は、原則その区域内に所在する支部等に対して行うものとし、他の市町村に所在する支部等に要請を行う場合は、事前に支部等が所在する市町村に協議を行うものとする。

(要請への対応)

第8条 支部等は、前条による要請を受けたときは、応諾の可否を文書により事務委任市町村に回答するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により回答し、事後速やかに文書を送付するものとする。

2 支部等は、前条による要請に応じる場合は、速やかに支部等の組合員に調査を行い、要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数及び期間等を取りまとめ、前項の回答と併せて事務委任市町村に報告するものとする。

(実績の報告)

第9条 支部等は、第4条各号及び第5条に規定する業務を実施したときは、遅滞なく実施状況を事務委任市町村に報告するものとする。

(費用の負担)

第10条 支部等は、第4条各号及び第5条に規定する業務を実施するために要した費用について、事務委任市町村に対して請求するものとする。

2 事務委任市町村は、前項に基づき請求された費用について一時繰替支弁するものとする。

3 甲は、事務委任市町村が一時繰替支弁した費用について負担するものとする。

4 第1項から第3項の規定により甲が負担する費用の額及び支払方法等は、甲、事務委任市町村、乙及び支部等で協議の上決定するものとする。

(取消料等損害賠償)

第11条 乙、支部等及び支部等の組合員は、要配慮者等の宿泊施設への宿泊について取消しがあった場合は、甲、事務委任市町村及び要配慮者等に対し、取消料等の損害賠償は要求しないものとする。

(秘密の保持)

第12条 乙、支部等及び支部等の組合員は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(大規模災害以外の災害への準用)

第13条 市町村は、災害救助法が適用されない災害において、この協定に準じて支部等に協力を要請することができるものとする。この場合において、費用は当該市町村が負担するものとし、費用の額及び支払方法等は当該市町村と支部等の協議により決定するものとする。

(実施細目)

第14条 この協定の実施に関し必要な手続きその他の事項については、実施細目で定めるものとする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更の必要性が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(その他)

第16条 この協定は、市町村が支部等又は支部等の組合員と個別の協定等を締結し、避難者の受入れ等を行うことを妨げるものではない。

(有効期間)

第17条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日から1か月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がないときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を2部作成し、甲乙記名押印の上、各自その1部を保有する。

令和2年7月30日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
群 馬 県
群馬県知事 山 本 一 太

乙 群馬県前橋市上細井町2035
群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合
理 事 長 森 田 繁

別表1(第3条関係)

支 部 等 一 覧

番号	支 部 名	所在市町村
1	赤 城	前橋市
2	前 橋	
3	榛 名	高崎市
4	梨 木	桐生市
5	老 神	沼田市
6	沼 田	
7	館 林	館林市
8	伊 香 保	渋川市
9	八 塩	藤岡市
10	磯 部	安中市
11	大 間 々	みどり市
12	四 万	中之条町
13	六 合	
14	川 原 湯	長野原町
15	鹿 沢	嬭恋村
16	草 津	草津町
17	薬 師	東吾妻町
18	片 品	片品村
19	水 上	みなかみ町
20	猿ヶ京	
21	上 牧	

支部非加盟の組合員	所在市町村
個別施設 (実施細目に定める施設)	前橋市
	高崎市
	桐生市
	みどり市
	嬭恋村
	川場村

災害時における宿泊施設の提供等に関する協定実施細目

(趣旨等)

第1条 この実施細目は、災害時における宿泊施設の提供等に関する協定（以下「協定」という。）第14条の規定により、協定の実施に関し必要な手続その他の事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあつては群馬県健康福祉部食品・生活衛生課長、乙にあつては群馬県旅館ホテル生活衛生同業組合専務理事とする。

2 乙は、乙の支部等ごとの連絡責任者を定めるものとする。

3 甲と乙は、連絡責任者等名簿（第1号様式）を作成するものとする。また、名簿の内容は毎年度4月に更新を行うものとする。

(宿泊施設名簿)

第3条 乙は、協定に基づく協力を円滑に実施するため、毎年度4月1日現在における支部等の宿泊施設名簿（第2号様式）を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項に基づく宿泊施設名簿の提出があつたときは、前条第3項に定める連絡責任者等名簿と併せて市町村に情報提供するものとする。

(要請手続)

第4条 協定第7条第2項の要請文書は、第3号様式及び第3号様式別紙によるものとする。

2 事務委任市町村は、前項の要請文書に記載した事項に変更が生じたときは、その都度、支部等に通知するものとする。

3 協定第8条第1項の規定による要請応諾の可否の文書による回答及び同条第2項の規定による報告は、協力要請応諾等報告書（第4号様式）及び第3号様式別紙により行うものとする。

4 支部等は、前項に規定する回答及び報告の内容に変更が生じた場合は、時点修正を行い、事務委任市町村へ報告するものとする。

5 事務委任市町村は、要配慮者等のうち、協定第2条第2項第1号及び第2号に掲げる者にあつては、単身での避難は適当ではないことから、同項第3号に掲げる者が一緒に避難することを確認するものとする。

(協力業務)

第5条 事務委任市町村は主として避難の場所の提供を目的として支部等協力を要請していることから、支部等の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供については、通常提供されるサービスの全てを提供することが求められるものではない。

(費用の負担)

第6条 協定第10条第2項の規定により事務委任市町村が一時繰替支弁する額並びに同条第3項の規定により甲が負担する費用の種類及び額は、災害救助法で定めるものを基本とし、甲が災害救助法を所管する内閣府と協議の上、決定するものとする。この場合における甲の責任者は、総務部危機管理課長とする。

(費用の支払)

第7条 支部等は、協定第10条第4項の規定により決定した費用の種類及び額に基づき事務委任市町村に請求するものとする。

(実績報告)

第8条 協定第9条の規定による実施状況の報告は、実績報告書（第5号様式）及び第5号様式別紙により行うものとする。

(実施細目の有効期間)

第9条 この実施細目の有効期間は、協定の有効期間と同様とする。

第1号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
連絡責任者等名簿

(年 月 日現在)

1 群馬県

(1) 連絡責任者及び担当者

<連絡責任者> 所属・職・氏名	
<連絡担当者> 所属・職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

2 群馬県ホテル旅館生活衛生同業組合

(1) 連絡責任者及び担当者

<連絡責任者> 所属・職・氏名	
<連絡担当者> 所属・職・氏名	
電話番号	
F A X 番号	
メールアドレス	

(2) 支部等連絡責任者及び担当者

支部等名	<連絡責任者> 所属・職・氏名	<連絡担当者> 所属・職・氏名	電話番号	F A X 番号	メールア ドレス

※支部等の数に応じて記載欄を追加すること。

(注) 電話番号及びメールアドレスは、緊急時連絡先として使用可能なものが複数ある場合は、全て記載すること

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定要配慮者等（決定者）名簿

事務委任市町村名	年	月	日	現在
作成時点				

(注) ・事務委任市町村が支援要請を行う際は(1)(2)(3)(5)(6)を必ず記載すること。
 (4)(7)は後日確認がとれ次第記載することで構わない。
 ・避難する宿泊施設が決定した時は、支部等が(8)～(13)を追記して事務委任市町村へ送付する。
 ・事務委任市町村は、要配慮者等が宿泊施設を退所するまで適宜情報を更新すること。

事務委任市町村が記載

支部等が記載

No	(1) ふりがな 氏名	(2) 生年月日 年齢	(3) 性別	(4) 住所 携帯番号	(5) 本人の状態	(6) 現在の避難 場所	(7) 住家被害 の状況	(8) 避難先の 施設名称 施設住所	(9) 電話番号 担当者名	(10) 避難開始 (予定)日 退所(予定) 日	(11) 食事提供 の可否	(12) 入浴提供 の可否	(13) 移送提供 の可否	(14) 備考	
1															
2															
3															
4															
5															
6															
(記載例)															
1 〇〇 〇〇	Hxx.xx.xx 27	女	〇〇市〇〇町1-2-3 000-0000-0000	妊娠5か月(〇〇病院へ通院)。医療面での対応は不要だが、個室対応が適当。	〇〇市立体育館	全壊(壊)	〇〇ホテル △△△	000-0000-0000 〇〇 〇〇	〇月〇日から受入可能 原則〇月〇日まで	可	可	可		
2 〇〇 〇〇	Hxx.xx.xx 2	女	〇〇市〇〇町1-2-3 —	〇〇〇〇の長女。健康状態等には特に問題はない。	〇〇市立体育館	全壊(壊)	〇〇旅館 △△△	000-0000-0000 〇〇 〇〇	〇月〇日から受入可能 原則〇月〇日まで	可	可	否	移送は事務委任市町村で対応願いたい。	
3 〇〇 〇〇	Hxx.xx.xx 27	男	〇〇市〇〇町1-2-3 000-0000-0000	〇〇〇〇の夫。日中は仕事で不在。不助のため一緒に避難が必要。	〇〇市立体育館	全壊(壊)	〇〇ホテル △△△	000-0000-0000 〇〇 〇〇	〇月〇日から受入可能 原則〇月〇日まで	可	否	可	〇月〇日迄急仮設住宅に移動	

第4号様式

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
要配慮者等への支援に係る協力要請応諾等報告書
(支部等→事務委任市町村)

文書番号：

年 月 日：(和暦) 年 月 日

〇〇〇市(町村)長 様

〇〇〇支部長(組合員施設施設名)

貴殿から、 年 月 日付けで要請のあった要配慮者等への支援に関して、次のとおり協力します(協力できません)。

災害名称		
協力内容 (協力できない場合はその理由を記載)	<p>協定第4条各号及び第5条に掲げる次の業務について協力する。</p> <p><input type="checkbox"/>支部等の組合員が所有する宿泊施設における要配慮者等の宿泊並びに宿泊に付随する入浴及び食事の提供</p> <p><input type="checkbox"/>支部等の組合員が所有する宿泊施設への要配慮者等の移送</p> <p><input type="checkbox"/>その他必要な事項 ()</p> <p><input type="checkbox"/>上記の業務に係る支部等の組合員等との調整</p>	
要配慮者等の受入れが可能な宿泊施設の名称、人数及び期間等	第3号様式別紙のとおり	
備考		
支部等 連絡担当者	所属	
	職・氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	メールアドレス	

※本要請書は、速やかに支援を行うため、文書番号及び公印がない状態でF A X等により市町へ送付して構わない。なお、後日、文書番号を付し、公印を押印した文書を作成して郵送すること。

災害時における宿泊施設等の提供に関する協定
実績報告書別紙（避難所設置及び収容状況内訳）

No	避難所の名称 (宿泊施設名)	避難者氏名	避難者の住所	避難開始日	退所日	延滞 日数	延滞泊 数	宿泊単価	宿泊費用 計	移送回 数	移送単価	移送費用 計	費用合計	備考
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
	(記載例)													
1	〇〇〇〇ホテル	□□ □□	□□市□□町5-1	Rxx. 8. 1	Rxx. 8. 6	6	5	5,000	25,000	1	1,000	1,000	26,000	避難所（〇〇体育館）か ら宿泊施設へ所者マイク ロバスで移送
2	〇〇〇〇ホテル	◇◇ ◇◇	◇◇町◇◇4-1	Rxx. 8. 1	Rxx. 8. 31	28	27	5,000	135,000			0	135,000	8/14～16不泊